

# 住民税均等割のみ課税世帯重点支援臨時給付金 【10万円給付金】のご案内

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、住民税均等割のみ課税世帯に対して、**1世帯あたり10万円**を支給します。

## 支給対象

※令和5年12月1日時点で、那珂市に住民登録がある世帯の世帯主が対象です。

世帯全員の令和5年度分の「**住民税均等割のみが課税**」の世帯

または

世帯全員が、令和5年度分「**住民税均等割のみ課税**」「**住民税非課税**」で構成されている世帯

※上記に該当しても、世帯全員が、住民税が課税されているかたの扶養親族等のみで構成される世帯は支給の対象となりません。



**支給対象のかたには、市社会福祉課から確認書を送付いたします。**

通知文の案内に従って手続きをおこなってください。  
(本人確認書類・口座情報の写しが必要となる場合があります。)

**!** 未申告のかたを含む世帯や、令和5年1月2日から12月1日までに転入されたかたがいる世帯は、申請が必要です。(対象世帯には、市から申請書を送付します。)

受給の手続きは裏面をご確認ください



住民税均等割のみ課税世帯重点支援臨時給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ・相談窓口



**029-212-7789 (直通)**

那珂市 社会福祉課 給付金担当

受付時間 平日9:00~17:00 (12:00~13:00および土日祝を除く)



# 手続き方法

支給対象と思われるかたのうち・・・

世帯全員が、令和5年1月1日以前  
から市内にお住まいの場合

世帯の中に未申告のかたがいる  
または  
世帯の中に、令和5年1月2日～12月1日  
に転入したかたがいる場合

届いた確認書を返送してください

- 対象と思われる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書を市からお送りしています。
- 必要事項を記入し、市社会福祉課に返送してください。

## ●確認する項目●

- ① 世帯主署名欄を記入している
- ② チェック項目を確認し、レ印を入れている

### 確認事項

- 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていない。
- 世帯の中に、「住民税所得割が課税となるような所得があるのに未申告」である者はいない。

申請が必要です

- 世帯全員の税情報を把握できないため、申請書による手続きが必要です。
- 市ホームページや市社会福祉課窓口で申請書を取得し、添付書類とともに市社会福祉課にご提出ください。

## ●確認する項目●

転入されたかたが「住民税均等割のみ課税」または「住民税非課税」である



### 世帯の中に未申告のかたがいる場合

- まずは、税務課で所得申告をおこなってください。
- 申告後、給付金の支給要件に該当する場合は、社会福祉課へ申請書を提出してください。

10万円給付金の申請期限は  
**令和6年5月31日(金) ※必着** です。

お問い合わせ・相談窓口



**029-212-7789 (直通)**

那珂市 社会福祉課 給付金担当

受付時間 平日9:00～17:00 (12:00～13:00および土日祝を除く)

